

3. 事業の目的・必要性に変化はあるのか？

本事業(水特事業)は、水源地域対策特別措置法による水源地域整備計画(平成7年11月28日、内閣総理大臣決定)に位置付けられた道路改築事業であり、ハツ場ダム建設事業の工期延期等により水源地域住民の生活への影響が長期化されるなか、現在ダム本体工事においては入札中止となっているが、水没関係住民は代替地への移転を望んでいる。生活再建と地域振興の骨格施設である本路線の早期完成が急務となっており、現在も事業の目的に変化はない。



4. 目的を達成するための事業(手段)は適当か？

ダム本体工事は入札中止されているが、水没関係住民の早期生活再建と地域振興を図るため、他地域とのアクセス道として、また、代替地内の主要道路として本事業は必須である。
平成22年度には、一本松代替地～国道145号間(L=3,296m)の暫定供用を予定している。

費用便益分析

単位:千円

		計画・前回再評価時		今回再評価時		備考	便益説明
算出根拠マニュアル		平成15年8月		平成20年11月			
基準年		平成17年		平成21年			
区分	項目	現在価値	構成比	現在価値	構成比		
費用 (千円)	工事費	2,165,000	89.7%	3,217,000	91.7%		
	維持管理費	248,000	10.3%	291,000	8.3%		
費用合計(C)		2,413,000		3,508,000			
便益 (千円)	走行時間短縮便益	5,083,000	87.6%	4,233,000	91.9%		
	走行経費減少便益	637,000	11.0%	16,000	0.4%		
	交通事故減少便益	79,000	1.4%	355,000	7.7%		
便益合計(B)		5,799,000		4,604,000			
費用対効果分析(B/C)		2.40		1.31			